

## 平成29年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 平成30年（2018年）1月18日（木）

午後2時半～午後4時

場所 市庁舎本館3階303会議室

1 出席者 伊東会長、松本委員、島崎委員、原委員、高橋委員、深澤委員、多田委員、内門委員、松井委員、中村委員、綾部委員

以上11名

（欠席者：増井委員、小田委員 以上2名）

事務局：高井健康・こども部長、春原保険年金課長、草山課長代理、大関担当長、古田主管（健康課）、瀬川主査、宮田主査、檜山主任、加藤主事

以上9名

2 傍聴者 0名

3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により会議は成立した。

4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長： 協議会次第にしたがいまして議事を進めます。本日の議題に入ります。

議題（1）「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局： 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項について納付金と標準保険税率の概要、特に保険税率を決める賦課割合、平成30年度の収納率の予測値、法定外繰入金について説明した。

会 長： 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委 員： モデル世帯保険税額の比較をみると、税が増える場合と、減る場合があります。この違いはどうしておきるのか説明してください。

また、世帯によって税の増減が分かれるのは、来年度以降も続くのかどうか、見通しがあれば聞かせてください。

事務局 : 賦課割合を変更したことに原因があります。

標準税率の算定に当たって、県内に占める平塚市の所得総額、被保険者総数、世帯総数から、平塚市の「所得割として集める額」、「均等割額として集める額」、「平等割額として集める額」が示され、その割合が、概ね54:33:13でした。

一方、平塚市の現在の賦課割合は、概ね50:33:17になっています。

将来的な保険料水準の統一に対応できる観点から、また激変を避ける観点から、3年程度かけて標準税率に近づけていく方針を立てています。

改定案では目安として52:32:16を設定したため、所得割額の占める割合が均等割額及び平等割額の占める割合より増えたこととなります。

モデルケースに当てはめると、所得割の割合が増加しておりますので、所得が一定程度ある人のいる世帯が増加し、いない世帯は減少をするという結果になっています。また応益割の中の均等割と平等割の割合も修正しておりますので、所得が一定程度ない世帯のなかでも増減率に差があります。

また、来年度以降の見通しですが、3年程度かけ標準税率に近づけていく方針のため、平塚市の県内に占める所得総額、被保険者総数、世帯総数が変化しなければ、今回と同じような方針で税率を決めていくこととなります。

委員 : ありがとうございます。

会長 : ほかにありますか。

委員 : この資料の「平成30年度税率案・標準税率(市町村方式)で算定した場合のモデル世帯保険税額」の資料にありますモデル世帯⑤は、あまり無いケースだと思いますが、総所得が0円でも国民健康保険の対象となっているのか、生活保護世帯とどう違いがあるのか、またこういったケースは多いのか教えてください。

事務局 : モデル世帯⑤については、実際にこういったケースがあったということで、モデルケースとさせていただきます。

委員 : すると、母親が39歳だと、翌年には40歳となるわけで、現在と改正後の39歳時点の保険料率は低いですが、40歳になると上がると考えてよいでしょうか。

事務局 : こちらについては、母親は上がりますが、39歳以下であるこどもは上がりません。

委員 : ありがとうございます。今回こちらの数値を出すにあたり、ご苦労があっただろうと思いますが、一番考慮された点を教えてください。

事務局 : 一番考慮した点は賦課割合です。こちらは、前回の運営協議会で方針をご説明しましたが、今後上げていく傾向がある中で、所得が低い方に対してどれだけ負担を下げられるのか、平塚市では今まで50 : 50だった賦課割合で応益割という所得が無い方に対してもかかる割合を、どう下げていくのか、一方で現在所得がある方に対して負担が大きくなってしまいますから、月ごとにどの程度の負担なら耐えられるのかを検討し、賦課割合を決めていきます。そこで賦課割合をある程度調整して、負担が見えてきましたので、一般会計繰入金をどの程度入れるかを決めました。まず賦課割合を判断し、その後法定外繰入金の調整をしたということです。

会 長 : ほかの方はどうでしょうか。

一つ、私の方からよろしいでしょうか。

今の話の中でも、応能割と応益割の激減緩和のために3年間かけて調整していくということでしたが、3年間とは何か決まりがあるのでしょうか。

事務局 : 3年間には決まりはありませんが、一般会計繰入金の方をどれくらいで0にしていくか、つまり赤字負担分をどれくらいで0とするかを計算していくと、大体3年間で0に近づけることができるのではないかと結論に至りました。この一般会計繰入金がないと、賦課割合の調整をする際の調整幅がないため、一般会計繰入金を入れられる上限を3年とすると、賦課割合を調整する期間も3年になります。3年で調整しますと、大きく動く場合と比べてみても、所得があるまたは中間所得層に対しても激変にはならないのではないかと考えます。3年の根拠として前回説明しましたが、それ以外に今年の税制改革で1つ変更がありました。次の軽減税率の関わってくるのですが、7割軽減という一番軽減される方の対象は、現在33万円ですが、3年後から43万円と10万円上がります。10万円上がることによって、軽減される方が増え、逆に所得のある方は3年後に大きな負担を強いられることになるため、できればこの3年間で一度状況を整え、賦課状況を標準税率化した方がその後の流れに対処しやすくなると考えています。

会 長 : ほかにはよろしいでしょうか。

では、これで議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ①保険税率の見直し 諮問事項について」についてご承認いただけますでしょうか。

委 員 : (承認)

会 長 : それでは、市長に対し協議会より異議がない旨、答申をいたしますので、答申書の作成について私にお任せいただけるでしょうか。

委 員 : (一任)

会 長 : 続きます、議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて  
地方税法施行令に伴い、軽減判定所得と課税限度額に引き下げについて説明をした。

会 長 : 今の事務局からの説明に対して、御質問、御意見などございませんか。

委 員 : 説明の最後に、課税限度額の引き上げにより、医療分が54万円から4万円、2年ぶりに引き上げられる、とありました。所得の高い人が対象になると思いますが、対象になる方はどういう方で、どれぐらいいるのか。また引き上げによって、税収はどれぐらい増える見込みなのか、説明してください。

事務局 : 現時点で正確なデータを出すことはできませんが、厚生労働省によると、収入がどれくらいで限度額に達するかを平成27年度全国平均保険料率で試算すると、単身世帯の場合、現在の給与収入が909万円から953万円に上昇するとされています。

よって、給与収入が900万を超えるような所得の高い方が対象となると思われます。  
平塚市の平成29年度の12月末時点の賦課状況において、限度額に当たっている世帯は約600世帯ですので、同程度の世帯に影響があり、税収としては2,200万円程度の増加が推測されます。

委 員 : ありがとうございます。

会 長 : ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委 員 : 軽減で5割・2割軽減は5000円・10,000円と上がるわけですが、これにより減免の対象がどれほど増え、金額としてどれほど影響があるのか教えてください。

事務局 : 影響者数はわかりませんが、財政面での影響としては、所得が景気の動向に併せて増えるという見込みで、5,000円・10,000円を繰り上げるというものです。なので税収は影響しません。所得が増えたから5割軽減から2割軽減になったりしないようにするための調整なので、税制的には影響がないと厚労省でも判断しています。

事務局 : 6月時点の本算定値ですが、一般被保険者数の加入世帯が39,759世帯の内、7割軽減が9,265世帯、23.3パーセント。5割軽減が4,535世帯、11.41パーセント。2割軽減が4,825世帯、12.14パーセント。全体で18,625世帯48.84パーセント

ントとなります。

会 長 : ほかの委員の方はいかがでしょうか。

御意見、御質問が出そろったようですので、この辺で意見の取りまとめをしたいと思えます。例年地方税法施行令の一部を改正する政令は、3月末に公布され、4月1日から施行されるため、このままでは、4月1日以降、地方税法施行令と本市保険税条例に齟齬(そご)が生じてしまいます。このような事態を避けるため、適切な措置を講ずるよう建議という形で市長に要望するというところでよろしいでしょうか。

委 員 : (承認)

会 長 : それでは、議題(1)「平塚市国民健康保険税条例の一部改正 ②低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」は、終わらせていただきます。

次に、議題(2)「平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平成30年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要について平成30年度に取り組む事業と予算概要などを説明した。

会 長 : 事務局から説明がありましたが、御質問、御意見などはございませんか。

委 員 : 今の説明で、納付金は約3,800万円減額となったとありましたが、この差額の分については、保険税率を下げたり、あるいは一般会計繰入金を減額したりする必要はないのか、説明してください。

事務局 : 保険税率の変更や一般会計繰入金の減額は、予算の組み換えが必要になります。当初予算案における納付金額と本係数から算定される納付金額との差額である約3,800万円を被保険者数の6万人で割ると、1人当たりの減額は年約630円、月約50円と少額であったことから、予算の組み換えをせずに、当該3,800万円については、繰越金や国民健康保険基金として内部留保させていただき、次年度以降の保険税額の激変緩和の財源として使用することにより、被保険者に還元したいと考えています。

会 長 : ほかの委員の方はいかがでしょうか。

委 員 : 関連して教えてください。いわゆる基金というものの性格をどう捉えていくかということと、基金にはどれくらいあったほうがよいという目標はあるのか教えてください。

事務局 : 前回の協議会で説明させていただいた市の基金ですが、今のところ基金の条例を4月1日から改正し、その段階で新しい基金に切り替わり、9月に29年度の金額が確定し、決算となるため、それを加えて9月補正という形で基金をいくら加えるかが具体的に決まってくると思います。では加える金額がいくらかということですが、資料の平成30年度当初予算総括表の歳入に県支出金の一覧に、特別交付金(県繰入金(2号分))がありますが、こちらは市町村がある取り組みをしている場合、それを評価し繰入金をあげるという制度です。この県繰入金(2号分)の中に保険財政安定化のためにいくらの金額を基金として積んだら、この繰入金をあげましょうという規定が入ることになると思います。その見込みが、健康保険税収入総額の大体1パーセントぐらいとなるため、現在ですと大体総額が64億円ですので、6,000数百万円がもらえることとなります。そのため目標として、6,000数百万円を最低でも積みたいと考えています。その後の県の給付金としての面倒見の良さをみながら、一般会計繰入金なくなる3年の間に6000万円から数億円程度までは積みたいと考えています。

委員 : 一般会計繰入金の赤字補てん分をなくしていきたいということですが、昨年度14億円程度の予定が11億円になったとなると、今赤字補填としては毎年いくら出ていて、1年に減らしていこうと考えている額はどれくらいで、それが保険税として振り分けられるとなると毎年どれだけの増減があるのでしょうか。

事務局 : 決算赤字補てんを目的としている会計繰入金ですが、この分類を始めたのが平成27年度からですので、そこからしかわかりませんが、平成27年度は14億1,000万円程度、平成28年度は9億3,000万円程度となっています。ここでは4億8,000万円程度減っていますが、平成27年度は高額薬剤が急激に増えた年となるため、例外的に多いのではないかと考えられます。平均としては10億円程度ではないでしょうか。先ほど国の方で3400億円ほど税制を積み、各市町村に配るという話を何回かしていますが、合わせると平塚市には見込みで6億5,000万円程度入るのではないかと予測されます。県の支出金の中に加えられているため詳細はわかりません。平成28年度の決算では、法定外繰入金の総額が11億1,400万円で、そこから6億5,000万円を引いて5億円となります。今回それに合わせて4億9,000万円超の法定外繰入金で済ませています。ただその他一般会計繰入金の総額が4億9,000万円ということで、この中に決算補填以外の目的で使える税が含まれています。平成27年度は1億5,800万円程度、平成28年度は1億8,500万円程度あり、1億5,800万円程度を引くと、実際には3億数千万円程度を3年間で削っていくかたちになると考えています。この削り方については、計画上は2億2,000万円ずつとなっていますが、繰入金や基金での調整を加えなど、①一般会計繰入金②繰入金③基金の3つのお金を調整しながら3年間で削っていこうと考えています。というのも3年の間に経済的状況の変化があるかもしれません。今年度は景気が良い様子ですが、3年後の東京オリンピックの時期などはどうなるかわかりませんので、削り方についてはその時々の様子をみて調整していきます。当初の目的では11億円を5年間で2億2,000万円ずつでしたが、それを考えると、当初よりも緩やかにできると思います。

会 長 : ほかの方はよろしいでしょうか。  
それでは、議題（２）「平成３０年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の概要」は、終わらせていただきます。  
次に、議題（３）「平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第３期）データヘルス計画案」を議題といたします。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 : 平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第３期）データヘルス計画案について  
同計画の実施内容やパブリックコメントの結果について説明した。

会 長 : ただ今の事務局からの説明に御質問、御意見などはありますか。  
御意見等もないようですので、議題（３）「平塚市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画（第３期）データヘルス計画案」について終わらせていただきます。  
事務局には、この計画案の方向で、策定をお願いします。  
次に、議題（４）「その他」について、事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 : 次回の運営協議会の日程予定などを説明した。

会 長 : 委員のみなさんから、御質問、御意見などはありますか。  
御意見等もないようですので、議題（４）「その他」は、終わらせていただきます。  
用意された議題は一応終了しましたが、そのほかに委員の皆様から御意見があればお伺いしたいと思います。  
特にないようですので、これをもちまして閉会といたします。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

## 5 閉会

平成２９年度第３回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。